

下 関 市 監 査 委 員 公 表 第 4 号
令和 8 年 (2026 年) 3 月 1 7 日

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により公表する。

下関市監査委員	今	井	弘	文
同	秋	森	和	也
同	戸	澤	昭	夫
同	井	川	典	子

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
産 業 振 興 部	産業振興課、産業立地・就業支援課
観光スポーツ文化部	観光政策課、観光施設課、スポーツ振興課

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

産業振興部、観光スポーツ文化部
令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

5 監査の期間

産業振興部、観光スポーツ文化部
令和8年1月1日から令和8年2月28日まで

6 監査委員の除斥

秋森和也監査委員、戸澤昭夫監査委員は、監査対象年度において、地方自治法第199条の2の規定に該当する事項があったため、関係する事項については、同条の規定により除斥した。

7 監査の結果

監査した限りにおいて、財務に関する事務は、「8 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね適正に処理されていた。

8 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

産業振興部 産業振興課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
産業振興部 産業立地・就業支援課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
観光スポーツ文化部 観光政策課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
観光スポーツ文化部 観光施設課	
	[指摘事項] (1) 都市公園の立体駐車場の屋上等に設置している認定登録電気通信事業者用設備について、都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置についての許可をしているが、当該設置物は、第2条第2項の公園施設ではないことなどから、第6条第1項の規定による占用の許可が適正であった。また、このことにより、都市公園条例第14条第1項の使用料の算定も誤っていた。所要の措置を講じるとともに、関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。

	(2) 出納員が、下関市会計規則第4条第2項の規定により、その事務の一部を分任出納員又は会計員に再委任した場合、同条第3項の規定により、市長は、地方自治法第171条第4項後段の告示を行うものとされているが、当該告示を行っていないかった。関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。 [意見] なし
観光スポーツ文化部 スポーツ振興課	
	[指摘事項] (1) 都市公園区域内に自動販売機を設置することについて、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用の許可をしているが、自動販売機は都市公園法第2条第2項第7号の売店に類する公園施設（便益施設）であり、都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置許可の手続が適正であった。所要の措置を講じるとともに、関係法令に基づき、適正に事務処理されたい。 [意見] なし

以上